阪南大学における競争的資金に係る間接経費の取扱規程

（令和元年７月５日制定）

改正　令和３年３月５日

（目的）

第１条　「阪南大学における競争的資金に係る間接経費の取扱規程」（以下「規程」という。）は、文部科学省「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」（以下「共通指針」という。）に基づき、阪南大学（以下「本学」という。）における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて、必要な事項を定める。

（経費の定義）

第２条　直接経費とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費をいう。間接経費とは、直接経費に対して一定比率（通常は 30%）で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。

（間接経費の使途）

第３条　間接経費は次の各号の事業等に充てるものとし、具体的な使途は別表のとおりとする。

(1)　本学の研究開発環境の改善及び研究機能の向上に係る事業

(2)　競争的資金による研究実施に伴い、必要となる管理等経費

（研究者の転出等に伴う返還）

第４条　競争的資金を獲得した研究者の転出に伴う間接経費の返還は、未使用額がある場合に限り行うことがある。ただし、当該競争的資金拠出元の機関による特別な定めがある場合は、その定めに準ずる。

（実績報告）

第５条　最高管理責任者（学長）は、当該競争的資金拠出元の機関に対し、毎年度の間接経費使用実績等を共通指針に定められた期限及び様式で報告する。

（執行及び管理）

第６条　間接経費の執行及び管理については、次の各号のとおりとする。

(1)　間接経費は、最高管理責任者のもとで計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保するものとする。

(2)　間接経費は、研究部長の管理責任のもとで関連部署と協議し、研究部学術情報課が使用計画を作成する。研究部長は、学術情報委員会の議を経て、統括管理責任者（学長が指名する副学長）へ使用計画を文書で報告する。統括管理責任者は使用計画を精査し、内容が適正であることを確認したうえで、最高管理責任者へ文書で報告し、了承を得る。

(3)　間接経費の執行は、使用計画に基づき適正に行う。

（事務）

第７条　この規程に関する事務は、研究部学術情報課が行う。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附　則

1　この規程は、令和元年７月５日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

2　この規程の制定に伴い、平成２７年７月２日学長決定「阪南大学における競争的資金に係る間接経費の取扱方針」は廃止する。

附　則（令和３年３月５日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費のうち、使途の対象となるもの

区　分	内　容
(1) 管理部門に係る経費（設備の整備、維持及び運営経費、事務の必要経費等）	備品購入費、消耗品費、機器借料、人件費、通信運搬費、謝金、旅費、会議費、印刷費など
(2) 研究部門に係る経費（共通的に使用される物品等に係る経費等）	備品購入費、消耗品費、機器借料、通信運搬費、謝金、旅費、会議費、印刷費、新聞雑誌費、光熱水費など
(3)図書館資料の整備に係る経費	図書費、新聞雑誌費など
(4)研究成果報告事業に係る経費	消耗品費、通信運搬費、謝金、旅費、会議費、印刷費、新聞雑誌費、広告費など

※　上記以外で、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機能の向上に活用するために必要となる経費などで、最高管理責任者が必要な経費と判断した場合は、執行することができる。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。